

写真撮影等について

1. 事務手続きの流れ

- ① 写真撮影（映像撮影，熟覧等を含む）したい文化財を特定

↓
- ② 写真撮影したい文化財が文化庁の保管するものか確認
（文化庁へ電話等により問い合わせてください）

↓
- ③ 文化庁へ

（様式3）[写真撮影の場合]	）により申請
（様式4）[映像撮影の場合]	
（様式5）[熟覧等の場合]	
- ④ 使用許可書 [文化庁から発送]
 納入告知書の受領 [財務省会計センターから発送]

↓
- ⑤ 写真撮影，映像撮影，熟覧等
 写真撮影等料金の払い込み

2. 写真撮影等の許可の基準

文化庁が保管する文化財の写真撮影等は，次に掲げる場合を除き，使用を許可することとしています。

- 1 撮影等により文化財の保存に悪影響が生ずると認められる場合
- 2 好ましくない用途に供するため撮影等が行われると認められる場合
- 3 撮影等により文化庁内部部局の事務処理に支障が生ずると認められる場合
- 4 文化財のうち寄託品等であるもの又はほかに著作権者があるものについて，事前にそれぞれ当該寄託者又は該当著作権者の書面による同意を得ていない場合
- 5 文化庁の保有する文化財の写真原版からの複製により目的を達成できると明らかに認められる場合
- 6 その他撮影等を許可することが適当でないと認められる場合

3. 写真撮影等料金

区 分		料 金		備 考
1	写真撮影	(1)単片フィルム	1点につき 4,400円	単片フィルムによる写真撮影においては，文化財
	(2)マイクロフィルム	1点(件)につき50コマまで 50コマを超える場合は50コマごとに	4,400円 2,200円	
2	映像撮影（映画、TV、ビデオ撮影等）	1点につき	5,500円	1筒につき4シ
3	熟覧	1点1日につき	1,100円	ャッターまでを
4	その他	そのつど定める		1点とする

※個人で申請される場合は，申請者氏名記入欄に所属・肩書を記入してください。